

敷地（56.85m<sup>2</sup>）

- (7) 長崎県長崎市樺山町1416番地所在の特別養護老人ホーム「三重の里」  
敷地（1,214.61m<sup>2</sup>）
  - (8) 長崎県長崎市樺山町1462番地所在のデイサービスセンター「ゆ～ゆ～ハウス」  
敷地（135.53m<sup>2</sup>）
  - (9) 長崎県長崎市樺山町1463番地所在のデイサービスセンター「ゆ～ゆ～ハウス」  
敷地（85.95m<sup>2</sup>）
  - (10) 長崎県長崎市樺山町1469番地所在のデイサービスセンター「ゆ～ゆ～ハウス」  
敷地（132.23m<sup>2</sup>）
  - (11) 長崎県長崎市樺山町1461番地所在のデイサービスセンター「ほのぼのハウス」  
敷地（1,053.00m<sup>2</sup>）
  - (12) 長崎県西海市崎戸町蛎浦郷無田島17番地19 所在の認知症老人グループホーム「しおさい」  
敷地（387.28m<sup>2</sup>）
  - (13) 長崎県西海市崎戸町蛎浦郷無田島17番地18 所在の認知症老人グループホーム「しおさい」  
敷地（187.02m<sup>2</sup>）
  - (14) 長崎県西海市崎戸町蛎浦郷無田島17番地20 所在の認知症老人グループホーム「しおさい」  
敷地（200.15m<sup>2</sup>）
  - (15) 長崎県西海市崎戸町蛎浦郷無田島17番地25 所在の認知症老人グループホーム「しおさい」  
敷地（222.15m<sup>2</sup>）
  - (16) 長崎県西海市崎戸町蛎浦郷字無田島17番24 所在の認知症老人グループホーム「しおさい」  
敷地（230.35m<sup>2</sup>）
  - (17) 長崎県西海市崎戸町蛎浦郷字無田島17番21 所在の認知症老人グループホーム「しおさい」  
敷地（203.69m<sup>2</sup>）
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げる為、必要な手続きをとらなければならない。

#### （基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### （資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。